

お支払いする保険金の主な内容

損害保険金	次の偶然な事故により契約申込書記載の建物に収容されている家財*1に損害が生じた場合、その再調達価額(新価)*2に基づき算出した損害額を損害保険金としてお支払いします。(ご契約金額(保険金額)が限度) ①火災 ②破裂・爆発 ③落雷 ④建物外部からの物体の飛来・衝突など ⑤給排水設備または他の戸室で生じた事故による水濡れ ⑥騒擾、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為など ⑦風災・雪災 ⑧台風、暴風雨などによる洪水・高潮・土砂崩れなどの水災(損害割合が30%以上の場合または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水による損害が生じた場合) ⑨盗難 ⑩①から⑨まで以外の偶然な事故(1事故につき自己負担額3,000円、支払限度額30万円) ⑪建物から一時的に持ち出した家財の日本国内の他の建物内での①から⑨および⑩の事故(ご契約金額の20%または100万円のいずれか低い額限度) *1 保険の対象となるのは契約申込書記載の被保険者、被保険者と生計を共にするご親族および賃貸借契約書に明記された同居の方が所有する家財です。以下同様とします。 *2 損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力の物を再取得するのに必要な額(新品価格)をいいます。修理可能な場合は新品価格と修理代金のいずれか低い額とします。ただし、貴金属・宝石・美術品などについては時価によって損害額を算出します。 ※貴金属・宝石・美術品などの損害額が1個、1組または1対について30万円を超えるときは、その損害額を30万円とみなします。30万円を超える補償を希望される場合はお申し出ください。								
臨時費用保険金	上記①から⑦までの事故により損害保険金をお支払いする場合にお支払いします。(上記①から⑦までの損害保険金の30%相当額。居住専用建物の場合:1事故につき1敷地内ごとに100万円限度。それ以外の建物の場合:1事故につき1敷地内ごとに500万円限度)								
残存物取片づけ費用保険金	上記①から⑦までの事故の際、残存物の取片づけに必要な費用(実費)をお支払いします。(上記①から⑦までの損害保険金の10%限度)								
修理付帯費用保険金	上記①から⑩までの事故の際に生じる原因調査費用(実費)や仮修理の費用(実費)などをお支払いします。(居住専用建物の場合:1事故につき1敷地内ごとにご契約金額×10%、または100万円のいずれか低い額が限度。それ以外の建物の場合:1事故につき1敷地内ごとにご契約金額×30%、または1,000万円のいずれか低い額が限度) ※通貨・預貯金証書などの盗難についてはお支払いの対象となりません。								
特別費用保険金	上記①から⑩までの事故によりご契約金額と同額の損害保険金をお支払いする場合にお支払いします。(損害保険金の10%相当額。ただし1事故につき1敷地内ごとに200万円限度)								
失火見舞費用保険金	契約申込書記載の建物から発生した上記①または②の事故で、第三者の建物などに損害を与えた場合の見舞金の費用をお支払いします。(1被災世帯あたり50万円。ただし、1事故につきご契約金額の20%限度)								
地震火災費用保険金	地震等を原因とする火災により家財が全焼となった場合、または家財を収容する建物が半焼以上となった場合にお支払いします。(ご契約金額の5%相当額。ただし、1事故につき1敷地内ごとに300万円限度)								
損害防止費用	上記①から⑩までの事故による損害の発生および拡大防止のための消火活動により支出した必要または有益な費用(実費)をお支払いします。								
ドアロック交換費用保険金	日本国内において契約申込書記載の建物のドアの鍵が盗まれた場合、ドアロック(錠)の交換に必要な費用をお支払いします。(1事故につき合計200万円限度。ただし、1つのドアロック(錠)あたり3万円限度)								
水道管修理費用保険金	水道管が凍結によりこわれた場合、修理費用(実費)をお支払いします。(1事故につき1敷地内ごとに10万円限度)								
地震保険の保険金	～地震保険をご契約の場合に限りです。～ <table border="1"> <tr> <th>損害の程度</th> <th>保険金のお支払額</th> </tr> <tr> <td>全損のとき</td> <td>地震保険ご契約金額の100%(時価が限度)</td> </tr> <tr> <td>半損のとき</td> <td>地震保険ご契約金額の50%(時価の50%が限度)</td> </tr> <tr> <td>一部損のとき</td> <td>地震保険ご契約金額の5%(時価の5%が限度)</td> </tr> </table> 地震等を原因とする火災・損壊・埋没または流失によって、ご契約の家財に損害が生じた場合、損害の程度により、右記の金額をお支払いします。	損害の程度	保険金のお支払額	全損のとき	地震保険ご契約金額の100%(時価が限度)	半損のとき	地震保険ご契約金額の50%(時価の50%が限度)	一部損のとき	地震保険ご契約金額の5%(時価の5%が限度)
損害の程度	保険金のお支払額								
全損のとき	地震保険ご契約金額の100%(時価が限度)								
半損のとき	地震保険ご契約金額の50%(時価の50%が限度)								
一部損のとき	地震保険ご契約金額の5%(時価の5%が限度)								
個人賠償責任保険金	次の偶然な事故により、ご本人*3、ご家族*4またはご本人の同居人の方*5が他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担されることによって支払うべき損害賠償金*6をお支払いします(1事故につき個人賠償責任支払限度額が限度)。また、日本興亜損保の同意を得て支出された訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いします。 ①日常生活にかかわる偶然な事故(海外での事故を含みます。) ②契約申込書記載の住宅の所有、使用、管理に起因する偶然な事故 *3 契約申込書の「本人の指定」欄に記載される方をいいます。 *4 ご本人の配偶者の方、ご本人またはその配偶者の方と生計を共にする同居のご親族、ご本人またはその配偶者の方と生計を共にする別居の未婚のお子様(婚姻歴のない方)をいいます。 *5 賃貸借契約書に明記された同居人の方に限ります。 *6 賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。								
借家人賠償責任保険金	偶然な事故により、借用された契約申込書記載の建物・戸室に損害が生じた場合に、被保険者*7または被保険者の同居人の方*8が貸主に対する法律上の損害賠償責任を負担されることによって支払うべき損害賠償金*9をお支払いします(1事故につき借家人賠償責任支払限度額が限度)。また、日本興亜損保の同意を得て支出された訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いします。 *7 契約申込書の「賠償被保険者」欄に記載される方をいいます。 *8 賃貸借契約書に明記された同居人の方に限ります。 *9 賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします。								
修理費用保険金	偶然な事故により、借用された契約申込書記載の建物・戸室に損害が生じた場合に、被保険者*10または被保険者の同居人の方*11が貸主に対する法律上の損害賠償責任を負担されることによって支払うべき修理費用(実費)をお支払いします。(1事故につき自己負担額3,000円、支払限度額300万円限度) *10 契約申込書の「賠償被保険者」欄に記載される方をいいます。 *11 賃貸借契約書に明記された同居人の方に限ります。								

保険金をお支払いできない主な場合

家財の補償	●故意、重大な過失、法令違反 ●戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動 ●核燃料物質の有害な特性による損害 ●地震等(ただし、地震火災費用保険金はお支払いします。) ●差押え、没収などの公権力の行使 ●欠陥、自然の消耗・劣化、さび、かび・腐食その他類似の事由、虫食い ●加工・修理または調整中の作業上の過失・技術の拙劣 ●すり傷、掻き傷、塗料のはがれなどの外観上の損傷で、機能に直接影響のない損害 ※ただし、これらが契約申込書記載の建物内において盗難され損害が生じたときには、次の額を限度に損害保険金をお支払いします。(1事故につき1敷地内ごとに、通貨・小切手50万円、預貯金証書200万円またはご契約金額のいずれか低い額、乗車券等5万円) ③有価証券、印紙、切手 ④義歯、義肢、コンタクトレンズ、メガネその他これらに類する物 ⑤動物、植物などの生物 ⑥稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに類する物 ⑦テープ、カード、ディスク、ドラムなどのコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータ類 ⑧商品およびこれに類する物	●詐欺・横領または置忘れ・紛失 ●土地の沈下・隆起など ●風・雨・雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入 ●電球・ブラウン管などの管球類に単独に生じた損害 ●楽器の弦の切断、または打楽器の打皮の破損 ●楽器の音色や音質の変化 ●建物から一時的に持ち出した自転車または原動機付自転車の盗難
地震の補償	●故意、重大な過失、法令違反 ●戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動 ●核燃料物質の有害な特性による損害 ※1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が6兆2,000億円を超える場合、お支払いする保険金は算出された支払保険金総額に対する6兆2,000億円の割合によって削減されることがあります。	●地震等の際における紛失または盗難 ●地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
責任の賠償	●故意 ●戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動 ●核燃料物質の有害な特性による事故 ●地震等 ●職務遂行に直接起因する事故	●同居のご親族に対する損害賠償責任 ●航空機、船舶・車両(主たる原動力が人力であるもの、原動機付身体障害者用車いすなどを除きます。)または銃器の所有、使用または管理に起因する事故 ●借用財物の損壊などについての損害賠償責任
借家人賠償責任の補償	●故意 ●すり傷、掻き傷、塗料のはがれなどの外観上の損傷で、機能に直接影響のない損害 ●欠陥、自然の消耗・劣化、さび、かび・腐食その他類似の事由、虫食い ●風・雨・雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入 ●電球・ブラウン管などの管球類に単独に生じた事故	●電気的・機械的事故 ●土地の沈下・隆起 ●地震等 ●戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動 ●核燃料物質の有害な特性による事故 ●詐欺・横領 ●差押え、没収などの公権力の行使

保険金お支払い後のご契約について

損害保険金のお支払額が1回の事故でご契約金額(保険金額)(ご契約金額が再調達価額(新価)を超える場合は、再調達価額(新価)とします。)の100%の額となった場合(この場合、ご契約は損害発生時点で終了します。)を除き、保険金のお支払いが何回あってもご契約金額は満期日まで減額されません。

クーリングオフについて

「ご契約者が個人」かつ「ご契約期間が1年超」であるご契約など所定の条件を満たすご契約につきましては、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。詳しくはお申込時にお渡しする、重要事項説明書に記載されている「クーリングオフ説明書」をご覧ください。

事故が発生した場合のお手続き

- ただちにご連絡ください。**
 万一事故が発生した場合には、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけませんと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
 ・**取扱代理店(ご連絡先の電話番号は、ご契約後にお届けする保険証券に記載しています。)**
 ・**事故受付センター 0120-250-119【受付時間:24時間×365日】**
- 休日事故現場急行サービス**がご利用いただけます。
 休日の火災または水濡れにより、家財に損害が発生した場合に、初期対応(保険金お支払いまでの流れや補償の対象となる損害についてのご説明など)や損害状況の確認を実施します。
 ・**ご連絡は上記事故受付センターで承っています。【サービス提供時間:土日、祝日、12/31~1/3の9:00~17:00】**
- 必ず事前にご相談ください。**
 賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず日本興亜損保とご相談いただきながらおすすめてください。
- 事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続きに関してご案内いたします。**
- 保険金請求権につきましては、時効(3年)がありますのでご注意ください。**

- 保険料をお払込みの際は、日本興亜損保所定の保険料領収証を交付することといたしておりますので、お確かめください。
- 保険証券は大切に保管してください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、最寄りの日本興亜損保までお問い合わせください。
- このパンフレットは「ハッピータウンⅡ」の概要を説明したものです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は「安心ガイド(ご契約のしおり)」をご用意しておりますので取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者が異なる場合は、このパンフレットに記載された内容を必ずその方にもお読みいただくようお願いいたします。
- ご契約に際しては、契約申込書付属の「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」を必ずお読みください。また、「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料算出に関わる事項が正しいこと」を確認させていただきますので、ご協力いただけますようお願いいたします。
- ご契約の手続きその他ご不明な点につきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。
- 「ハッピータウンⅡ」はすまいの総合保険のペットネームです。

●お申込み・お問合せは下記の取扱代理店まで



日本興亜損害保険株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
 お客様サポート室 0120-919-498
 受付時間: 平日の9:00~20:00/土日、祝日の9:00~17:00
 (12/31~1/3を除きます。)
 ホームページアドレス <http://www.nipponkoa.co.jp>

11-11-9510-M1 2014.2.10 改版 50,000 NK13-70327

家財の保険

ハッピータウンⅡ

スタンダードプラン



日本興亜損保
NKSJグループ

2014年7月改定

賃貸マンション・アパートなどにお住まいの方へ



ハッピータウンII あなたの大切な家財をお守りします。

「家財」をとり替へるさまざまな危険への補償

<p>1 火災</p>	<p>2 破裂・爆発</p>	<p>3 落雷</p>	<p>4 外部からの物体の衝突など</p>	<p>5 給排水設備の事故などによる水濡れ</p>	<p>10 偶然な事故による破損など</p>
<p>6 騒音・集団行動・労働争議に伴う暴行など</p>	<p>7 風災・雹災・雪災</p>	<p>8 水災</p>	<p>9 盗難</p>	<p>11 持ち出し家財</p>	

損害額×100%でお支払い(ご契約金額が限度)

損害保険金×30% 100万円限度*2	臨時費用	①から⑦までの事故により損害保険金をお支払いする場合にお支払いします。
損害保険金×10%限度の実費	残存物取片づけ費用	①から⑦までの事故の際、残存物の取片づけに必要な費用をお支払いします。
裏面「お支払いする保険金の主な内容」をご覧ください。	修理付帯費用	①から⑩までの事故の際に生じる原因調査費用や仮修理の費用などをお支払いします。(通貨・預貯金証書などの盗難についてはお支払いの対象となりません。)
損害保険金×10% 200万円限度	特別費用	①から⑩までの事故によりご契約金額と同額の損害保険金をお支払いする場合にお支払いします。
1被災世帯50万円 ご契約金額×20%限度	失火見舞費用	①または②の事故で、第三者の建物などに損害を与えた場合の見舞金の費用をお支払いします。
ご契約金額×5% 300万円限度	地震火災費用	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により家財が全焼となった場合、または家財を収容する建物が半焼以上となった場合にお支払いします。
実費	損害防止費用	①から⑩までの事故による損害の発生および拡大防止のための消火活動により支出された必要または有益な費用をお支払いします。

*2 居住専用建物の場合は100万円限度。それ以外の建物の場合は500万円限度となります。その他、こんな費用もお支払いします。

<p>ドアロック交換費用</p> <p>日本国内においてドアの鍵が盗まれた場合、ドアロック(錠)の交換に必要な費用をお支払いします。</p> <p>1事故につき1つの錠あたり3万円限度、合計200万円限度の実費</p>	<p>水道管修理費用</p> <p>水道管が凍結によりこわれた場合に修理費用をお支払いします。</p> <p>1事故につき10万円限度の実費</p>
--	---

<p>個人賠償責任補償</p> <p>偶然な事故によりお風呂の水があふれ出し、階下が水びたしになり法律上の損害賠償責任を負担された場合などに、保険金をお支払いします。</p> <p>*火災保険の他、自動車保険や傷害保険などで、この補償と同種の賠償責任を補償するご契約がある場合、補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容をご契約金額を十分にご確認ください。</p>	<p>個人賠償事故の示談交渉サービス</p> <p>個人賠償責任に関する事故については、日本興亜損保が示談交渉をお引き受け、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。</p> <p>*示談交渉サービスの提供にあたっては、被保険者(個人賠償責任の補償を受けられる方)および被害者の方の同意が必要となります。</p> <p>*この補償の対象となる事故に限り、賠償責任額が明らかに個人賠償責任支払限度額を超える場合は対応できません。</p>	<p>借家人賠償責任・修理費用補償</p> <p>偶然な事故により、大家さんに対し、法律上の損害賠償責任または契約上の責任を負担された場合に、保険金をお支払いします。</p>
--	---	--

【世帯主年齢・家族人数による標準的な家財の金額(新品価格)】

世帯主年齢	家族人数	1名	2名	3名	4名
25歳前後	300万円	25歳前後	500万円	600万円	700万円
		30歳前後	700万円	800万円	900万円
		35歳前後	1,000万円	1,100万円	1,200万円
		40歳前後	1,200万円	1,300万円	1,400万円
		45歳前後	1,400万円	1,500万円	1,600万円
50歳以上		1,500万円	1,600万円	1,700万円	

貴金属は30万円まで補償します。

貴金属・宝石・美術品などは1点30万円を限度として、時価*3を基準に保険金をお支払いします。(30万円を超える補償を希望される場合は、1点1点の価額を明記の上、明記物件補償特約をセットしてお引き受けいたします。ただし、合計で100万円が限度となります。)

*3 損害が生じた地および時におけるその保険の対象の価額をいいます。以下同じです。

ご契約タイプ一覧表

1 地震保険なし

①耐火(M・T構造、1・2級構造)*1のご契約タイプ

タイプ名	K10	K20	K30	K40	K50	K60	K70
家財	124万円	290万円	430万円	588万円	794万円	1,047万円	1,307万円
個人賠償責任	3,000万円	3,000万円	3,000万円	5,000万円	5,000万円	1億円	1億円
借家人賠償責任	3,000万円						
合計保険料(2年分)	10,000円	13,000円	15,000円	17,000円	20,000円	25,000円	30,000円

②非耐火(H構造、3級構造)*1のご契約タイプ

タイプ名	H10	H20	H30	H40	H50
家財	107万円	170万円	294万円	437万円	619万円
個人賠償責任	1,000万円	3,000万円	3,000万円	5,000万円	5,000万円
借家人賠償責任	1,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円
合計保険料(2年分)	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円

*1 建物の構造(柱の材質)または耐火性能などによって決定されます。詳しくは取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。
*2 ご契約期間は2年間です。
*3 上記保険料には、地震保険の保険料は含まれておりません。地震保険を希望される場合は下記 2 をご覧ください。

2 地震保険あり

①耐火(M・T構造、1・2級構造)*1のご契約タイプ

タイプ名	K11	K21	K31	K41	K51	K61	K71
家財	124万円	290万円	430万円	588万円	794万円	1,047万円	1,307万円
地震	62万円	145万円	215万円	294万円	397万円	523.5万円	653.5万円
個人賠償責任	3,000万円	3,000万円	3,000万円	5,000万円	5,000万円	1億円	1億円
借家人賠償責任	3,000万円						
合計保険料(2年分)	10,770円	14,800円	17,670円	20,650円	24,920円	31,490円	38,100円
割引なし	区分①	10,990円	15,320円	18,440円	21,700円	26,350円	33,380円
	区分②	11,390円	16,250円	19,820円	23,590円	28,890円	36,730円
	区分③	11,600円	16,740円	20,550円	24,590円	30,240円	38,510円
	区分④	12,380円	18,570円	23,260円	28,290円	35,240円	45,090円
	区分⑤	10,690円	14,610円	17,390円	20,260円	24,410円	30,810円
割引10%*2	区分①	10,890円	15,090円	18,100円	21,230円	25,720円	32,540円
	区分②	11,250円	15,930円	19,340円	22,940円	28,020円	35,700円
	区分③	11,440円	16,380円	20,010円	23,850円	29,250円	37,200円
	区分④	12,140円	18,000円	22,420円	27,140円	33,700円	43,060円

②非耐火(H構造、3級構造)*1のご契約タイプ

タイプ名	H11	H21	H31	H41	H51
家財	107万円	170万円	294万円	437万円	619万円
地震	53.5万円	85万円	147万円	218.5万円	309.5万円
個人賠償責任	1,000万円	3,000万円	3,000万円	5,000万円	5,000万円
借家人賠償責任	1,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円
合計保険料(2年分)	16,080円	21,710円	27,950円	34,390円	41,220円
割引なし	区分A	16,320円	22,100円	28,630円	35,400円
	区分B	16,680円	22,670円	29,620円	36,860円
	区分C	17,480円	23,940円	31,820円	40,140円
	区分D	17,840円	24,510円	32,790円	41,580円
	区分E	18,310円	25,260円	34,100円	43,530円
割引10%*2	区分A	15,970円	21,540円	27,660円	33,950円
	区分B	16,190円	21,890円	28,260円	34,850円
	区分C	16,510円	22,400円	29,150円	36,160円
	区分D	17,230円	23,540円	31,130円	39,110円
	区分E	17,550円	24,050円	32,010円	40,420円
	区分F	17,980円	24,730円	33,190円	42,170円

*2 地震保険の保険料に割引率10%の建築年割引、耐震等級割引または耐震診断割引のいずれかを適用した場合の合計保険料です。耐震等級割引または免震建築物割引を適用して割引率が30%または50%の場合の合計保険料は取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。
*3 ご契約期間は2年間です。
*4 地震保険の保険料は都道府県(区分)により異なります。その区分は次の「地震保険区分表」をご覧ください。

地震保険区分表

都道府県	構造区分	耐火(M・T構造、1・2級構造)*1	非耐火(H構造、3級構造)*1
岩手県・秋田県・山形県・栃木県・群馬県・富山県・石川県・福井県・長野県・滋賀県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県		区分①	区分A
福島県		区分①	区分B
北海道・青森県・宮城県・新潟県・山梨県・岐阜県・京都府・兵庫県・奈良県・香川県・大分県・宮崎県・沖縄県		区分②	区分C
茨城県・愛媛県		区分③	区分D
徳島県・高知県		区分④	区分E
埼玉県・大阪府		区分⑤	区分F
千葉県・東京都・神奈川県・静岡県・愛知県・三重県・和歌山県		区分⑥	区分G

地震保険のおすすめ

地震保険をご契約いただくことにより、地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償します。

よくある質問

Q 火災保険だけでは、地震等による火災損害は補償されないのですか？

A はい。地震保険をご契約いただかない場合、地震等による火災損害だけでなく、火災の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害も補償されません。ただし、地震等による火災によって家財を収容する建物が半焼以上となったとき、または家財が全焼となったときに限り、地震火災費用保険金(ご契約金額(保険金額)の5%相当額。ただし、1事故につき1敷地内ごとに300万円限度)をお支払いします。

*詳しくは「地震保険」パンフレットをご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

地震保険の割引制度について

地震保険には家財を収容する建物の建築年月、免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度がございます。割引適用にあたっては、所定の確認資料のご提出が必要になります。ただし、既にいずれかの割引の適用を受けている場合は、その住宅に関わる保険証券(写)、保険契約継続証(写)などを確認資料とすることができます。(確認資料をご提出いただけない場合は、割引適用ができませんのでご注意ください。)

割引名称	概要(詳しくは取扱代理店にご確認ください。)
免震建築物割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合、50%の割引を適用します。
耐震等級割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級、または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合、10%、30%または50%の割引を適用します。
耐震診断割引	地方公共団体などによる耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(1981年(昭和56年)6月1日施行)における耐震基準を満たす場合、10%の割引を適用します。
建築年割引	1981年(昭和56年)6月1日以降に新築された建物である場合、10%の割引を適用します。

*上記の割引は重複適用できません。
*確認資料の詳細につきましては「地震保険」パンフレットをご覧ください。

地震保険料控除が受けられます。

地震保険をご契約いただいた場合、お払い済みから控除されますので、税負担が軽減できます。(2014年1月現在)

ハッピータウンIIの保険料について

- ハッピータウンIIの保険料は、家財を収容する建物の構造(柱の材質)または耐火性能などによって異なります。
*法令上の耐火建築物・準耐火建築物に該当する場合または省令準耐火建築物に該当する場合にはお申し出ください。
*「外壁がコンクリートの木造建物」などに収容されている家財を対象としたご契約を前契約の満期日に合わせて更新される場合(他社の火災保険契約からお替りの場合を含みます。)|にはお申し出ください。
- ハッピータウンIIの保険料は、ご契約期間(保険期間)の初日に適用される料率・割引制度などにより決定されます。したがって、ご契約期間の初日以降に、ハッピータウンIIについて料率改定や割引制度の新設・改定などを行った場合でも、ご契約済みの保険料は変更しません。また、これらの改定は予告なく実施することがありますので、あらかじめご了承ください。

すまいの安心サービス

ハッピータウンIIをご契約いただいた皆様のために、うれしい次の無料電話相談サービスをご用意しています。

<p>1 OQ修理サービス</p> <p>鍵あけ・水回りのトラブルでお困りの際、24時間・年中無休体制で修理業者をご紹介します。作業費用などの実費はお客様のご負担となります。ただし、応急修理*1の費用(出張費用・作業費用)に限り無料となります。(修理業者などを手配いただく前に「すまいの安心サービス」へご連絡いただくことが条件となります。)</p> <p>*1 住居用ドアの鍵あけ、トイレのつまり除去などの30分程度の軽作業をいいます(それ以外の場合の費用は有料となりますのでご注意ください)。また、無料でサービスをご利用いただけるのは、契約申込書に記載される保険の対象の所在地の建物で、1契約あたり1年につき1回に限りです。詳しくは「安心ガイド(ご契約のしおり)」をご覧ください。</p>	<p>2 防犯機能アップ応援サービス</p> <p>すまいの防犯機能アップに役立つ、ピッキングに強い錠、防犯センサーなどの設置業者をご紹介します。</p>
<p>3 住宅相談サービス</p> <p>すまいの維持管理、リフォームなどすまいに関するさまざまなご相談に対して電話でお応えします。</p>	<p>4 法律相談サービス</p> <p>さまざまな法律相談に対して、弁護士が電話で適切なアドバイスをいたします。</p>
<p>5 税務相談サービス</p> <p>税務全般のご相談に対して、税理士が電話で適切なアドバイスをいたします。</p>	<p>6 健康・医療相談サービス</p> <p>健康・医療全般のご相談に対して24時間・年中無休体制*2で電話でお応えします。 *2 一部サービスについては、受付時間が異なります。詳しくは「安心ガイド(ご契約のしおり)」をご覧ください。</p>
<p>7 介護関連相談サービス</p> <p>介護全般のご相談に対して24時間・年中無休体制で電話でお応えします。</p>	

*上記のサービスは2014年1月現在のもので、一部のサービスにつきましては、地域によってご利用いただけない場合やサービス内容が予告なく変更される場合またはご利用を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
*上記サービスのうち「OQ修理サービス」「防犯機能アップ応援サービス」「住宅相談サービス」「法律相談サービス」「税務相談サービス」は株式会社プライムアシスタンスに、「健康・医療相談サービス」「介護関連相談サービス」は損保ジャパン日本興亜ヘルスケアサービス株式会社にサービスの運営実施を委託しています。
*受付時間などサービスの詳細につきましては、「安心ガイド(ご契約のしおり)」をご覧ください。

「そんなにはいー」と思いつながらご自身の家財。いくらかお守りかご存じですか？